

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定による企業出納員が不在である場合にあつては、管理者が指定する者をもってこれに充てるものとする。

第一百三十二条第二項中「前二項」を「前項」に改める。

別表第一中

	資産減耗費	固定資産除却費 たな卸資産減耗費	有形固定資産の除却損、廃棄損及び撤去費
--	-------	---------------------	---------------------

を
「

	資産減耗費	固定資産除却費 固定資産撤去費 たな卸資産減耗費	有形固定資産の除却損、廃棄損 有形固定資産の撤去費
--	-------	--------------------------------	------------------------------

に改める。

」

別表第二一の表中「100分の108」を「100分の110」と改め、
 別表第二の表中「100分の108」を「100分の110」と改め、「 $\frac{108}{100}$ 」を「 $\frac{110}{100}$ 」
 に改め、

別表第五中

「

消耗品費、燃料費、光熱水費、動力費、印刷製本費、修繕費、薬品費、被服費及び雑費				△ (燃料費、光熱水費、動力費及び100万円未満のもの◎)	300万円以上
---	--	--	--	----------------------------------	---------

」

を

「

消耗品費、燃料費、光熱水費、動力費、印刷製本費、修繕費、薬品費、被服費及び雑費			○	△ (燃料費、光熱水費、動力費及び100万円未満のもの◎)	300万円以上 (修繕費にあっては2,000万円以上)
---	--	--	---	----------------------------------	--------------------------------

」

に改め、

様式第四号中「平成」を削る。

様式第六号中「平成」を削る。

様式第七号中「平成」を削る。

様式第六十三号(2)中「平成」を削る。

「 予 定 価 格

円 「 予

様式第六十四号中

(予定価格の100/108

円) (

最低制限価格

を

円) (

最低制限価格の100/108

を

円) (

定 価 格

円

※予定価格の1000/108 (又は1000/110)

円)

最低制限価格

円

に改め、同様式

(※最低制限価格の1000/108 (又は1000/110) 円)

円)

の備考中4を5とし、1から3まぶを2から4まぶとし、1として次のように加える。

- 1 ※印の欄には、100を当該契約に適用される消費税及び地方消費税の税率に相当する数に100を加えた数で除して得た割合を、予定価格又は最低制限価格の額に乗じて得た額を記入すること。

様式第八十七号中「平成」を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第二及び別表第三の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料及び貸付料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び貸付料並びに施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料及び貸付料の額については、なお従前の例による。